

資料① PFASは公害。米国における健康被害認定と規制強化の流れ（田中まとめ）

- 1938年 米・デュポン社が「テフロン」（フッ素樹脂）を開発。→原爆の配管等に使用
- 1950年ごろ 米・スリーエム社がPFOS、PFOAを開発。撥水、撥油剤として広がる。
→米軍と共同で泡消火剤を研究・開発
- 1980年ごろ デュポン社や3M社で健康被害が続出
- 1990年ごろから 周辺住民からの訴訟も相次ぐ
- 2001年 裁判の和解条件の一つとして、デュポン社工場周辺住民7万人の疫学調査を実施

【調査結果】
 ▽住民たちのPFOAの血中濃度の平均はアメリカ人全体の20倍に達していた
 ▽血中濃度が高い人たちは低い人たちに比べて6つの病気で発症率の上昇が確認された
【6つの病気】
 ▽甲状腺疾患 ▽精巣がん ▽腎臓がん ▽潰瘍性大腸炎 ▽脂質異常症 ▽妊娠性高血圧

- 2010年ごろから 米国環境保護庁による自主規制やストックホルム条約などで次々に使用禁止へ
- 2017年 集団訴訟裁判では、6つの病気にかかっていた3,550人の健康被害を認定。
デュポン社が約765億円（当時レート）を支払うことで和解。
- 2022年 米国ナショナルアカデミーが以下①～④についてPFASの健康影響の関連性を示す十分なエビデンスがある事を発表
①抗体反応の低下、②脂質代謝異常、③幼児及び胎児の成長の低下、
④腎臓がんのリスクの増加

2024年 米国環境保護庁が飲料水の規制を強化（1リットル当たりの含有量）

PFOS	PFOA	PFOS	PFOA	PFHXS他3種
合計 70 ng/ℓ		4 ng/ℓ	4 ng/ℓ	10 ng/ℓ
2016年基準		2024年改訂		

資料② 日本での位置づけと、直近の動き

（人体への影響）岡山市議会 都市・環境委員会資料より
 コレステロール値の上昇、発がん、免疫系などへの影響が報告されているが、確定的な知見ではない。また、国内で健康被害が発生した事例も確認されていない。

- 【福山市】**（2025年2月）
* 市内深山川で暫定目標値の3倍から11倍のPFASが検出
→周辺住民50世帯に対して、飲料水を配布し、希望者には健康調査を実施すると発表
- 【水道法改訂】** 2026年4月から施行 （血液検査含む）
PFOA、PFOS測定を「水質基準」に引き上げ、検査や基準超過の際の改善を義務に。

資料③ 岡山県医師会が対応基準とした米国のガイドライン

2022年、米国科学・工学・医学アカデミーは5,000本以上の論文を分析し『ガイダンス』としてまとめました。担当した専門家は「メカニズムはまだ不明だが、重大な疾患と高い関連性が一貫して見つかった。PFASにより病気を発症した人たちはいる、と言える。市民の健康を守るアプローチをするべきだ」と提言しています。
 2023年4月放送 NHK「クローズアップ現代 追跡PFAS汚染」より

米国科学アカデミー臨床医へのガイドライン

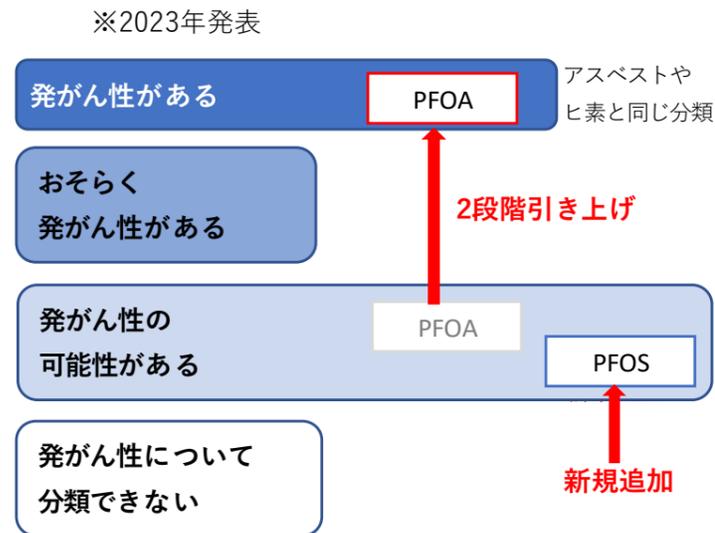
- PFASの血清濃度が2ng/mL以下の場合**は通常診療でよい。
- PFASの血清濃度が2ng/mL以上20ng/mL未満の患者に対して**
 ・ 暴露源が特定されている場合、特に妊婦ではPFAS暴露の削減を奨励する
 ・ 脂質異常症のスクリーニングを優先的に行う
 ・ すべての出生前診断において、妊娠高血圧症候群のスクリーニングを行う
- PFASの血清濃度が20ng/mL以上の患者に対して**
 ・ PFAS被ばく源が特定された場合、特に妊娠中の人については被ばく低減を図る
 ・ 脂質異常症のスクリーニング（2才以上）
 ・ 精巣癌、潰瘍性大腸炎の評価（15才以上）
 ・ 甲状腺機能検査として甲状腺刺激ホルモンTSH検査（18才以上）
 ・ 腎臓癌の評価（45才以上）

ナノグラム/リットル(ng/L)とは？

25mプールでは
 塩ですと小さい粒4、5粒程度、大きい粒だと1粒で超えてしまう量が入った状態

出典：『PFASガイドブック』
 （社会医療法人社団・健生会PFAS専門委員会 監修：小泉昭夫・京都大学名誉教授、原田浩二・京都大学准教授）

資料④ WHOが発がん性物質に認定



資料⑤ 各国の基準値

※予定も含む

	PFOS	PFOA	その他PFAS
EU	合計 4.4 ng/ℓ		
ドイツ	4種合計 20 ng/ℓ		
カナダ	総PFAS合計 30 ng/ℓ		
デンマーク	4種合計 2 ng/ℓ		
スウェーデン	4種合計 4 ng/ℓ		
アメリカ	4 ng/ℓ	4 ng/ℓ	
日本	合計 50 ng/ℓ		

※EUではPFAS全廃法案を審議中